

# 多面的機能支払交付金を活用し 美しい農村を次世代につなごう



田ケロー

農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たしています。しかし、それだけではありません。農村で農業が継続して行われることにより、私たちの生活に色々な「めぐみ」をもたらしています。このめぐみを「農業・農村の多面的機能」と呼んでいます。

例えば、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育み、また、美しい農村の風景は、私たちの心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしており、そのめぐみは、都市住民を含めて国民全体に及びます。しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共

同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあります。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動への支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、地域資源の適切な保全管理を推進し、担い手の育成等構造改革を後押しするために「多面的機能支払交付金」が創設されております。

**多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されています。**

## 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

- 支援対象**
- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
  - 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



水路の泥上げ 水路の草刈り 農道の路面維持 施設の点検

### ● 支援の対象となる組織

農地維持支払交付金を活用した取組を行うためには活動組織、または広域活動組織のいずれかを設立する必要があります。

- 農業者のみで構成される活動組織及び広域活動組織
- 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織及び広域活動組織

#### 活動組織の例



#### 広域活動組織の例



### ● 支援の対象となる農地

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地※

※②については、岐阜県の基本方針により農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存在する農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地と定められています。

## 資源向上支払交付金

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援します。 ※農地・水保全管理支払を組替え・名称変更

- 支援対象**
- 水路、農道、ため池の軽微な補修
  - 植栽による景観形成、ビオトープづくり
  - 施設の長寿命化のための活動 等



水路の目地補修 植栽による景観形成 水路の更新 水田魚道の設置

### ● 支援の対象となる組織

資源向上支払交付金を活用した取組を行うためには活動組織、または広域活動組織のいずれかを設立する必要があります。

#### 共同活動

地域住民を含む活動組織または広域活動組織  
※農地・水保全管理支払と同様の組織(農地・水・環境保全組織を含む)でも取組が可能

#### 施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織または広域活動組織

#### 地域資源保全プランの策定

農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

#### 広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。組織設立等への支援を受けることができます。協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、または協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあつては、3,000ha以上)を有していることが基本です。なお、岐阜県では別途、対象区域等の条件により100ha以上としている場合があります。

### ● 支援の対象となる農地

- 共同活動 農振農用地区域内の農用地
- 長寿命化 農振農用地区域内の農用地

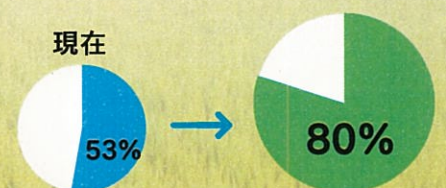
**支援の対象となる農用地面積に対し、それぞれ定められた交付金が支払われます。**

県下の取り組み状況等 ※平成26年12月末現在

農地維持活動に取り組んでいる組織	37市町村、556団体
資源向上活動(共同活動)に取り組んでいる組織	37市町村、486団体
資源向上活動(施設の長寿命化)に取り組んでいる組織	29市町村、385団体

※平成27年度から多面的機能支払交付金が「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた制度となります。

農村地域のより一層の活力向上のため、活動取り組み面積を、農振農用地の80%まで拡大したいと考えております。



お問い合わせ先

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会(岐阜県土地改良事業団体連合会内)  
〒500-8385 岐阜市下奈良2-13-1 TEL.058-271-1326  
http://www.gifu-nouchimizu.jp/ E-mail:nouti-mizu@gifudoren.or.jp

東海農政局整備部 農地整備課  
〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2  
TEL.052-223-4638

# 多面的機能支払交付金を活用し 美しい農村を次世代につなごう



農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たしています。しかし、それだけではありません。農村で農業が継続して行われることにより、私たちの生活に色々な「めぐみ」をもたらしています。このめぐみを「農業・農村の多面的機能」と呼んでいます。

例えば、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育み、また、美しい農村の風景は、私たちの心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしており、そのめぐみは、都市住民を含めて国民全体に及びます。しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、

地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあります。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動への支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、地域資源の適切な保全管理を推進し、担い手の育成等構造改革を後押しするために「多面的機能支払交付金」が創設されています。

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されています。

## 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動※を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

- 支援対象**
- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
  - 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



### ● 支援の対象となる組織

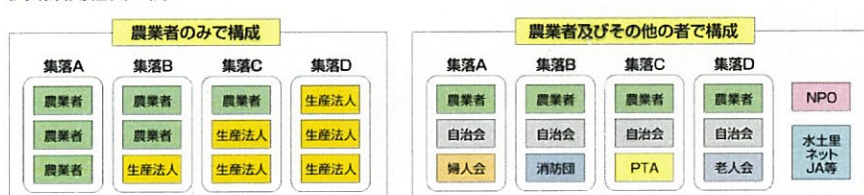
多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには活動組織、または広域活動組織のいずれかを設立する必要があります。

- 農業者のみで構成される活動組織及び広域活動組織
- 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織及び広域活動組織

活動組織の例



広域活動組織の例



### ● 支援の対象となる農地

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地※

※ ②については、岐阜県の基本方針により農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地と定められています。

### ● 支援の対象となる農用地面積に対し、それぞれ定められた交付金が支払われます。

#### 県下の取り組み状況等

※平成26年12月末現在

農地維持活動に取り組んでいる組織 .....37市町村、556団体  
 資源向上活動（共同活動）に取り組んでいる組織 .....37市町村、486団体  
 資源向上活動（施設の長寿命化）に取り組んでいる組織 .....29市町村、385団体

※平成27年度から多面的機能支払交付金が「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた制度となります。

## 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

※農地・水保全管理支払を組替え・名称変更

- 支援対象**
- 水路、農道、ため池の軽微な補修
  - 植栽による景観形成、ビオトープづくり
  - 施設の長寿命化のための活動 等



### ● 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには活動組織、または広域活動組織のいずれかを設立する必要があります。

#### ■ 共同活動

地域住民を含む活動組織または広域活動組織

※農地・水保全管理支払と同様の組織（農地・水・環境保全組織を含む）でも取組が可能

#### ■ 施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織または広域活動組織

#### ■ 地域資源保全プランの策定

農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

#### 広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落（活動組織）、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。組織設立等への支援を受けることができます。協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、または協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては、3,000ha以上）を有していることが基本です。なお、岐阜県では別途、対象区域等の条件により100ha以上としている場合があります。

### ● 支援の対象となる農地

- 共同活動** 農振農用地区域内の農用地
- 長寿命化** 農振農用地区域内の農用地

### 農村地域のより一層の活力向上のため、

活動取り組み面積を、  
農振農用地の80%まで  
拡大したいと考えております。



お問い合わせ先

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会（岐阜県土地改良事業団体連合会内）  
 〒500-8385 岐阜市下奈良2-13-1 TEL.058-271-1326  
<http://www.gifu-nouchimizu.jp/> E-mail:nouti-mizu@gifudoren.or.jp

東海農政局整備部 農地整備課  
 〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2  
 TEL.052-223-4638